

# 令和 7 年度 住民税の主な改正点

## 掲載内容(目次)

1. 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税(令和 7 年度のみ適用)
2. 住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の拡充・延長

### 1.控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税(令和 7 年度のみ適用)

令和 6 年中の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下で、住民税(市・県民税)所得割が課税される方のうち、同一生計配偶者がいる方について、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分(注 1)(国外居住者を除く)の定額減税額 1 万円が控除されます。

(注 1)前年中の合計所得金額が 1,000 万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の方

### 2. 住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の拡充・延長

令和 6 年度税制改正により、19 歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯(以下子育て世帯等と記載します)が令和 6 年に入居する場合には、令和 4 年・5 年に入居した時の住宅ローン控除の限度額が維持されます。

新築・買取再販住宅の種類	認定住宅	ZEH 水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
子育て世帯等の借入限度額	5,000 万円	4,500 万円	4,000 万円
上記以外の世帯の借入限度額	4,500 万円	3,500 万円	3,000 万円

また、合計所得金額 1,000 万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を 40 平方メートル以上に緩和する措置について建築確認の期限が令和 6 年 12 月 31 日まで延長されます。

ただ、令和 6 年 1 月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除を受けられません。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。